

第 47 回日本死の臨床研究会年次大会

利益相反 開示事項

- 1) 報酬額（1つの企業・団体から年間 100 万円以上のもの）
- 2) 株式の利益（1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有）
- 3) 特許使用料（1つにつき年間 100 万円以上のもの）
- 4) 講演料（1つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上のもの）
- 5) 原稿料（1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上のもの）
- 6) 研究費・助成金など（1つの企業・団体から、医学系研究 共同研究、受託研究、治験などに
対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間 100 万円以上のもの）
- 7) 獎学（奨励）寄附など（1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分
野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円
以上のもの）
- 8) 企業などが提供する寄附講座（実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上
のもの）